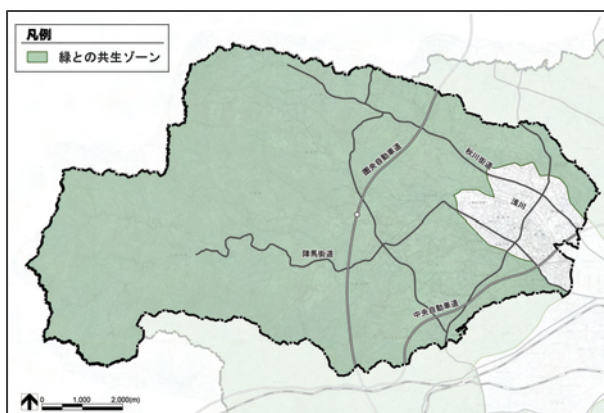


Ⅲ. 西部地域

1) 西部地域の区域



【該当する町丁目】

大楽寺町・上壱分方町・諏訪町・四谷町・叶谷町・泉町・横川町・式分方町・川町・元八王子町1～3丁目・下恩方町・上恩方町・西寺方町・小津町・川口町・上川町・犬目町・楢原町・美山町

2) 景観形成方針（法第8条第3項）

<テーマ1> 陣馬山や今熊山等の山地や里山を保全・活用した景観づくり

- 陣馬山や今熊山等の山地や里山、浅川等の、地域の景観を印象づける自然環境を保全し、緑豊かな景観の維持に努める。
- 上恩方町の集落地の景観を維持する。また、屋敷林や長屋門等の景観資源を保全し、夕やけ小やけふれあいの里等とともに、観光・レクリエーション資源として活用する。

<テーマ2> 八王子城跡の歴史的資源を保全・活用した景観づくり

- 八王子城跡は、その歴史的環境を維持保全するとともに、地域のシンボルとして、周辺の自然景観と一体となった風格ある景観を形成する。また、視点場の環境を整えること等により、市街地への眺望が楽しめ、市民に親しまれる景観資源としての活用を図る。
- 八王子城跡周辺は、梅林や紅葉が楽しめる季節感豊かな環境を活かし、八王子城跡へのアプローチを演出すること等により、市民に親しまれる景観を形成する。

<テーマ3> 浅川や川口川の開放感や眺望を大切にした景観づくり

- 浅川及び川口川では、水辺を身近に感じられ、空の広さを実感できる開放的な景観を形成する。
- 適切な維持等により、四季を通じて安全で快適な歩行者空間の創出を図る。
- 陵北大橋や松枝橋等の橋りょう、浅川ゆったりロードからの周辺の山並みへの良好な眺望を確保する。
- 水辺や周辺の緑と調和した景観を形成する。

<テーマ4> 暮らしの場としての陣馬街道や秋川街道等の沿道景観づくり

- 陣馬街道、秋川街道、高尾街道は、地域の生活の場としてふさわしい、賑わいや個性が感じられる景観を形成する。
- 街道の後背にある丘陵地の緑が眺められるよう、低層を基調としたまち並みの形成を図る。
- 建築物の外壁や屋外広告物の色彩の工夫等により、丘陵地の緑と調和を図る。

<テーマ5> 点在する緑や歴史的な景観資源を保全・活用した景観づくり

- 相即寺等の歴史的文化的な景観資源を保全し、地域のランドマークとして親しまれる景観を形成する。
- 歴史的資源と調和した外観デザインの継承、落ち着きがある色彩や地域の景観になじむ素材等によるまち並みの形成に努める。
- 歴史的資源の周辺では、これらと調和した外観デザインの継承、落ち着きがある色彩や地域になじむ素材等の使用、設備類や工作物等の配置の工夫や修景を行う等により、資源を引き立てる。

<テーマ6> 「緑との共生ゾーン」における景観づくり

- 浅川や川口川等の水辺や、山地や丘陵地等の周辺の緑との調和を図る。